

藤沢市商店会連合会補助金交付要綱

制定 平成23年4月1日

改正 平成24年4月1日

改正 平成28年4月1日

改正 平成30年4月1日

改正 令和4年4月1日

(趣旨)

第1条 市長は、一般社団法人藤沢市商店会連合会(以下「商連」という。)の適正かつ円滑な運営及び市内商業の総合的な振興を図るため、その運営及び事業に必要な事務局職員の人件費並びに商連が実施する事業に要する経費の一部に対し、藤沢市補助金交付規則(昭和35年藤沢市規則第11号。以下「規則」という。)及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。
(補助の対象事業等)

第2条 補助の対象となる事業等は、次の各号のいずれかに該当する事業等とし、補助金の額は、毎年度予算の範囲内において市長が別に定める額とする。

- (1) 商店街及び商店の近代化の推進並びに商店街の再開発に関する調査・研究及び指導
- (2) 商業に関する講習会・研修会・見学会等の開催
- (3) 消費者との研究会・懇談会等の開催
- (4) 社会福祉活動の推進事業
- (5) 商業に関する情報及び資料の提供
- (6) 商業に関する調査・研究事業
- (7) 機関紙及び刊行物の発行
- (8) 商店街等の運営及び経営の相談・指導
- (9) 商店街の組織化推進事業
- (10) 商業振興事業の推進
- (11) 地方公共団体等の事業への協賛・参画
- (12) 商連の運営及び事業に必要な事務局職員の人件費
- (13) その他市内商業の総合的な振興を図るために必要な事業

(補助金交付の申請手続)

第3条 商連は、補助金の交付を受けようとするときは、藤沢市商店会連合会補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、当該年度の初日に市長に提出しなければならない。

- (1) 藤沢市商店会連合会事業計画説明書
- (2) 収支予算書(第2号様式)

(補助金交付の決定)

第4条 市長は、前条の規定により、補助金交付の申請があったときは、審査のうえ、交付の可否を決定し、藤沢市商店会連合会補助金交付決定通知書(第3号様式)により、商連に通知するものとする。

(事業の計画変更)

第5条 商連は、当該事業の計画を変更しようとするときは、藤沢市商店会連合会補助金事業計画変更承認申請書(第4号様式)に必要書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、審査のうえ、適当と認めるものについて、藤沢市商店会連合会補助金事業計画変更承認通知書(第5号様式)により通知する。

(補助金の交付時期)

第6条 補助金は、年4回を限度とし、分割して交付することができる。

2 商連は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、その都度、請求書を市長に提出しなければならない。

(事業完了届及び事業実績報告書の提出)

第7条 商連は、当該事業を完了したときは、速やかに事業完了届(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

2 商連は、藤沢市商店会連合会補助金事業実績報告書(第7号様式)に次に掲げる書類を添えて、事業完了後2月以内に市長に提出しなければならない。

(1) 当該事業の成果を記載した書類

(2) 収支決算書(第8号様式)

(備付帳簿)

第8条 商連は、事業の施行に関し、必要な帳簿等を備え付け、5年間保管整備しておかなければならない。

(財産処分の制限)

第9条 商連は、当該補助金により取得した規則第11条に定める財産について、取得後5年を経過するまでは、処分してはならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、藤沢市商店会連合会補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、平成28年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、平成31年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和7年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。